

必ず
ご確認
ください

ご契約の際は「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

連生終身保険について

- この保険の保険期間は終身です。
- この保険においてお支払いする保険金・生存祝金はつぎのとおりです。

保険金など	お支払事由	お支払額
第一死亡保険金	2名の被保険者のうちいずれかが死亡されたとき	基本保険金額×第一死亡支払割合
第二死亡保険金	第一死亡(高度障害)保険金をお支払いした後もうひとりの被保険者が死亡されたとき	基本保険金額×第二死亡支払割合
第一高度障害保険金	2名の被保険者のうちいずれかが所定の高度障害状態になられたとき	基本保険金額×第一死亡支払割合
第二高度障害保険金	第一死亡(高度障害)保険金をお支払いした後もうひとりの被保険者が所定の高度障害状態になられたとき	基本保険金額×第二死亡支払割合
生存祝金(A型のみ)	2名の被保険者のいずれもがつぎの日に生存されていたとき (1)保険料払込期間満了の日 (2)保険料払込期間満了の日の翌日以降の5年ごとの年単位の契約応当日 ただし、高度障害保険金がお支払された場合を除きます	基本保険金額×10%

- 所定の高度障害状態について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- この保険は無配当です。
- B型には、生存祝金はありません。
- 被保険者のいずれかが死亡・所定の高度障害状態に該当し、第一死亡保険金または第一高度障害保険金がお支払されたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。
- 同一被保険者について、死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。
- 保険料の払込総額が、お支払いする保険金額を上回る場合がありますので、ご契約の際は十分ご確認ください。

保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いたします。

- 被保険者のいずれかが不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき

指定代理請求特約について

- この特約は、受取人に保険金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようにする特約です。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

リビング・ニーズ特約について

- リビング・ニーズ特約の対象は、2名の被保険者のうち最後に生存されている被保険者のみです。したがって、第二死亡支払割合が0%の場合は付加できません。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご希望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

連生終身保険

無配当連生終身保険(自由設計型)



必ず
ご確認
ください

法人で加入をご検討される場合、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

ふたりの保険をワンパック。ご夫婦の保障が、一生続きます。

連生終身保険は、ひとつの保険でおふたりを保障する、合理的で経済的なプランです。
一生を通じての保障はもちろん、生存祝金のお楽しみもあります(A型の場合)。連生終身保険をおふたりの生涯設計にお役立てください。

4つの特徴

1 ひとつの保険でおふたりを保障。

ご主人と奥さまなど、おふたりを同時に保障するプランです。それぞれに対し、死亡または所定の高度障害状態になったとき保険金をお支払いします。
第一死亡保険金と第二死亡保険金の支払割合を変えることで、ライフスタイルに合わせた設計ができます。

2 生存祝金のお支払い。(A型の場合)

保険料払込終了時点以後5年ごとに、おふたりがそろって生存されている限り、生存祝金をお支払いします。
海外旅行や趣味の充実など使い道はご自由です。

3 死亡保障は一生。だから安心。

終身保険ですから、死亡保障は一生続き安心です。
※保険料払込期間の途中でおひとりが亡くなられた場合には、以後の保険料のお払込みが免除されます。

4 60歳でお払込みは完了。 (右記ご契約例の場合)

一生保障ですが、保険料のお払込みは60歳(ご主人)まででOK。
その後は生存祝金を受け取りながらゆとりある人生を送ることができます。(A型の場合)
※保険料払込期間はご契約年齢などにより選択できます。

※この保険には配当金はありません。
※第一・第二死亡支払割合の異なるプランもございますので、担当者にお問い合わせください。



ひとつの保険で
ふたりの保障が
まかなえるんだ!

ご契約例 自由設計型

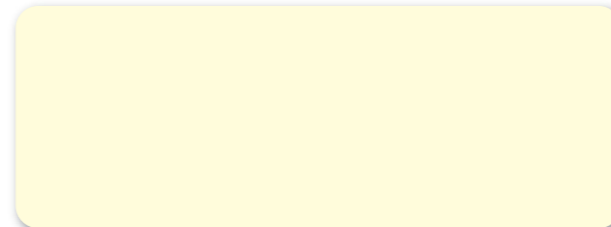
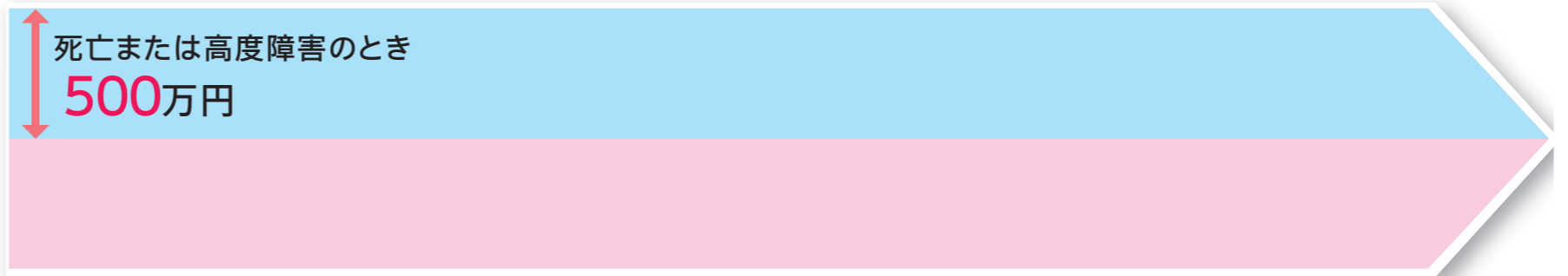
- 第一・第二死亡支払割合 50%:50%
- 基本保険金額:1,000万円
- 保険期間:終身
- 保険料払込期間:60歳

ご主人:40歳 保険金額 500万円

奥さま:35歳 保険金額 500万円

※おふたりがそろって生存されている限り、5年ごとに100万円の生存祝金をお受取りいただけます。

保険料払込期間



保険料払込期間

保険料例 (口座振替月払) 上記保障内容の場合

支払割合50%)	女性(第二死亡)	男性(第一死亡支払割合50%)			
		歳	30	35	40
50%)	30	38,010	46,540	59,300	79,510
	35	37,640	46,330	59,270	79,650
	40	37,010	45,870	59,010	79,600
	45	36,020	44,780	57,780	79,260

(単位:円)

保険料例 (口座振替月払) 上記保障内容の場合

支払割合50%)	女性(第二死亡)	男性(第一死亡支払割合50%)			
		歳	30	35	40
50%)	30	27,170	32,500	40,620	53,640
	35	27,590	32,950	41,140	54,260
	40	28,100	33,470	41,710	54,930
	45	28,570	33,870	41,990	55,670

(単位:円)

- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- 記載の保険料は、平成30年4月現在のものです。